

## 意見公募要領

### 1 意見公募対象

ワイヤレス人材育成のためのアマチュア無線の活用等に係る制度改正案

### 2 意見公募の趣旨・目的・背景

ワイヤレス人材育成の観点から、アマチュア無線をより活用しやすい制度・環境等の実現に向け、令和4年1月から「ワイヤレス人材育成のためのアマチュア無線アドバイザーボード」が開催され、同年8月に「ワイヤレス人材育成のためのアマチュア無線の活用に関する提言」が取りまとめられました。

本提言等を踏まえ、アマチュア無線を活用したワイヤレス人材育成環境の整備及び裾野拡大を行うため、「電波法施行規則等の一部を改正する省令案」等を作成しましたので、当該省令案等に対して意見募集を行います。

### 3 資料入手方法

e-Gov (<https://www.e-gov.go.jp/>)の「パブリック・コメント」欄及び総務省ホームページ (<https://www.soumu.go.jp/>)の「報道資料」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において配布することとします。

### 4 意見の提出方法・提出先

下記（1）の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期間内に提出してください。

下記（2）又は（3）のいずれかの場合は、意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期間内に提出してください。

なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。

#### （1）e-Gov (<https://www.e-gov.go.jp/>) を利用する場合

e-Gov (<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>) の意見提出フォームから御提出ください。

なお、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを送付する場合は、（2）により提出してください。

#### （2）電子メールを利用する場合

電子メールアドレス： `mobile_atmark_soumu.go.jp`

総務省総合通信基盤局電波部移動通信課 宛て

※スパムメール防止のため@を「\_atmark\_」としております。送信の際には恐れ入りますが、@に修正の上、お送りくださいますようお願いいたします。

※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、(1)のe-Govを極力御利用くださいますよう、御協力をよろしくお願いいたします。

※メールに直接意見を書き込んでくださいますようお願いいたします。添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル、ジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください(他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。)

※電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて10MBとなっています。

(3) 郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2

総務省総合通信基盤局電波部移動通信課 宛て

別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。

○ディスクの種類：CD-R、CD-RW、DVD-R又はDVD-RW

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル(他のファイル形式とする場合には、事前に担当者までお問い合わせください。)

○ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。

なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承ください。

**5 意見提出期間**

令和4年11月17日(木)から同年12月16日(金)まで(必着)

(郵送による提出の場合、締切日の消印有効)

**6 留意事項**

- ・意見が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれの意見には、当該意見の対象である命令等の案の名称、そのページ等を記載して下さい。
- ・提出された意見は、e-Gov及び総務省ホームページに掲載するほか、総務省総合通信基盤局電波部移動通信課にて配布又は閲覧に供します。
- ・御記入いただいた氏名(法人又は団体にあつては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名)、住所(所在地)、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に

不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

- ・なお、提出された意見とともに、意見提出者名（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）を公表する場合があります。法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください（連絡担当者の氏名は公表しません。）。
- ・意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ・意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象である命令等の案以外についての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された意見を連絡先窓口へ備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

#### **連絡先窓口**

総務省総合通信基盤局電波部移動通信課

担当：伊藤課長補佐、西岡第二業務係長、加藤課長補佐、黒川第一技術係長

総合通信基盤局電波部電波政策課

担当：荒金検定試験官、山田検定制度係長

電話：03-5253-5895

電子メールアドレス：mobile\_atmark\_soumu.go.jp

※迷惑メール防止のため、@を「\_atmark\_」と表示しています。

メールをお送りになる際には、「\_atmark\_」を@に直してください。

## 意見書

令和 年 月 日

総務省総合通信基盤局  
電波部移動通信課 あて

郵便番号  
(ふりがな)  
住所(所在地)  
(ふりがな)  
氏名(法人又は団体名等)(注1)  
電話番号  
電子メールアドレス

「ワイヤレス人材育成のためのアマチュア無線の活用等に係る制度改正案に対する意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。併せて、連絡先担当者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

該当箇所	御意見
<b>1. アマチュア無線や電波の楽しさ等を知る・学ぶ体験機会や活用機会の拡大</b>	
1 (1) アマチュア無線の体験機会の拡大	
1 (2) アマチュア無線が教育・研究活動で活用できることの明確化	
<b>2. アマチュア局の開設・運用までの迅速化及び免許制度の簡素合理化</b>	
2 (1) アマチュア無線従事者免許とアマチュア局免許の同時申請手続の導入	
2 (2) アマチュア局に係る電波の型式、周波数及び空中線電力の一括表示記号の導入	
2 (3) アマチュア局に係る技術基準適合証明等を受けた無線設備の取替・増設・撤去に係る簡素合理化	
2 (4) 送信機の外部入力端子に接続する「アマチュア局特定附属装置」に係る簡素合理化	
2 (5) アマチュア無線の初心者やライトユーザーにとって見やすく・分かりやすい免許申請書等の特例様式の導入	
2 (6) 養成課程における e-ラーニングの積極的活用	
<b>3. その他アマチュア無線に係る制度の明確化、整備及び簡素合理化等</b>	
3 (1) アマチュア局の再免許の申請期間の見直し	
3 (2) 人工衛星等のアマチュア局に関する制度の明確化及び整備	
3 (3) アマチュア局の非常時や緊急時の通報に係る制度の明確化	
3 (4) アマチュア業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区別の簡素合理化	
3 (5) 行事等の開催に伴い臨時かつ一時の目的のために運用するアマチュア局の明確化	

3(6) アマチュア局に係る一の構内で行われる遠隔操作についての簡素合理化	
3(7) アマチュア局の旧コールサイン申請時の確認書類の簡素合理化	
3(8) アマチュア無線社団局のいわゆるゲストオペレーター制度の規定の明確化	
3(9) アマチュア局の周波数測定装置に係る規定の整理	
3(10) その他	
その他	